2022年３月31日
日本公認会計士協会

会員に対する懲戒処分について

日本公認会計士協会は、会員に対して下記のとおり懲戒処分を行いましたので、会則に基づき公表いたします。

記

１．関係会員の氏名等

川村　吉彌（登録番号第7572号、東京会所属）
新佐　耕二（登録番号第8785号、四国会所属）
井上　益光（登録番号第7579号、近畿会所属）
遠藤　幸生（登録番号第8943号、東北会所属）
髙原　ゆり子（登録番号第13330号、東京会所属）
井村　彰宏（登録番号第13738号、東京会所属）
梶原　敬史（登録番号第15885号、神奈川県会所属）
津﨑　洋一（登録番号第16602号、北海道会所属）
新井　研一（登録番号第20728号、東京会所属）
内田　賛（登録番号第28343号、東京会所属）
長谷川　恭成（登録番号第13565号、東京会所属）
水野　江平（登録番号第7508号、近畿会所属）
黒川　康正（登録番号第8125号、東京会所属）
大平　三好（登録番号第10526号、東京会所属）
今村　正宗（登録番号第11743号、埼玉会所属）
安東　紀斉（登録番号第13374号、東京会所属）
新庄　彰（登録番号第14768号、東京会所属）
小池　孝明（登録番号第16463号、神奈川県会所属）
村形　訓久（登録番号第18003号、東京会所属）
本荘　義行（登録番号第22942号、東京会所属）

２．懲戒処分の種別

(1) 退会勧告及び金融庁長官の行う懲戒処分の請求

川村　吉彌（登録番号第7572号、東京会所属）
新佐　耕二（登録番号第8785号、四国会所属）
長谷川　恭成（登録番号第13565号、東京会所属）

(2) 退会勧告（2018年度ＣＰＥ義務不履行により行政処分請求実施済）

水野　江平（登録番号第7508号、近畿会所属）
黒川　康正（登録番号第8125号、東京会所属）
大平　三好（登録番号第10526号、東京会所属）
今村　正宗（登録番号第11743号、埼玉会所属）
安東　紀斉（登録番号第13374号、東京会所属）
新庄　彰（登録番号第14768号、東京会所属）
小池　孝明（登録番号第16463号、神奈川県会所属）
村形　訓久（登録番号第18003号、東京会所属）
本荘　義行（登録番号第22942号、東京会所属）
井上　益光（登録番号第7579号、近畿会所属）
遠藤　幸生（登録番号第8943号、東北会所属）
髙原　ゆり子（登録番号第13330号、東京会所属）
井村　彰宏（登録番号第13738号、東京会所属）
梶原　敬史（登録番号第15885号、神奈川県会所属）
津﨑　洋一（登録番号第16602号、北海道会所属）
新井　研一（登録番号第20728号、東京会所属）
内田　賛（登録番号第28343号、東京会所属）

３．懲戒処分の理由

関係会員は、2017年度及び2018年度に引き続き、2019年度において継続的専門研修制度の必要な単位数の履修及び報告をせず、会員が会則第128条第１項の規定による指示を受けて当該指示に従わず、当該指示に係る研修の翌事業年度の研修についても同項に

規定する義務不履行となったことから、会則第67条（会員及び準会員の懲戒）第１項第６号に該当すると認められるため。

４．懲戒処分の効力が生じた年月日

2022年３月31日

以　　上

※　「退会勧告」とは、会員及び準会員の義務違反に対し、協会からの退会を勧告する懲戒処分であり、当該会員又は準会員が退会するまでその効力を有します。（会則 67 条第５項に基づき、「会則によって会員に与えられた権利の停止」を併科）

　なお、会則第 69 条第４項に基づき、退会勧告の事由となった事実が第 67 条第１項第５号から第８号までに該当する場合において、当該事実の改善が図られたことが確認されたときは、協会会長は、退会勧告の効力をその確認された時までとすることができます。

※　「会則によって会員に与えられた権利の停止」とは、本会の会員としての権利を制限するものであり、監査業務を始めとした公認会計士業務を制限するものではありません。